

生涯学習概論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 教育基本法には、「(生涯学習の理念) 第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とある。下線部の「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」とは、具体的にどのような社会のことと考えられるか。学歴社会と対比させながら、800字以内で述べなさい。(30点)

2. 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成されているが、4番目のゴールは「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」となっている。このことについて、博物館としてどのような貢献ができるか、400字以内で述べなさい。(15点)

3. 次の事項の中から2つを選び、それぞれ200字以内で説明しなさい。その際、各事項のキーワード2つを必ず用いて説明しなさい。(各10点)

① 発達課題 キーワード： R. J. ハヴィガースト、ライフステージ

② 公民館 キーワード： 社会教育施設、地域課題解決

③ 家庭教育支援 キーワード： 連携、アウトリーチ

4. 次の文章の①～⑦に該当する適切な語句を、下記の□の中から選択し、解答用紙にはその記号を答えなさい。(同じ番号には同じ語句が入る。)(各5点)

(1) 昭和24(1949)年に制定された(①)の第3条では、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務として、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような(②)するように努めなければならない」と定められた。

(2) (①)では、社会教育関係団体は「法人であると否とを問わず、(③)に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」(第10条)と定義される。

(3) (④)年に制定された特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)では、特定非営利活動の分野のひとつとして、「社会教育の推進を図る活動」が示されている。

(4) 平成26(2014)年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正では、(⑤)に「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることが新たに義務付けられた。なお、この「大綱」の策定や変更にあたっては、(⑤)と(⑥)から構成される(⑦)であらかじめ協議することとされた。

- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| ① ア 教育公務員特例法 | イ 教育委員会法 | ウ 社会教育法 |
| ② ア 教育を徹底 | イ 環境を醸成 | ウ 生涯学習を振興 |
| ③ ア 文部科学省の所管 | イ 営利の機関 | ウ 公の支配 |
| ④ ア 平成2(1990) | イ 平成10(1998) | ウ 平成24(2012) |
| ⑤ ア 教育委員会 | イ 文部科学大臣 | ウ 地方公共団体の長 |
| ⑥ ア 教育委員会 | イ 教育長 | ウ 教育委員長 |
| ⑦ ア 総合教育会議 | イ 生涯学習審議会 | ウ 教育再生実行会議 |